

| 区分 | 規制等の名称 | 担当課 |
|--------|--------------------|-----------|
| 4 災害防止 | 1 砂利・岩石採取行為の規制（認可） | 宮崎県 企業振興課 |

| | |
|--------|--|
| 規制等の内容 | <p>砂利や岩石の採取を行おうとするときは、知事等の認可が必要です。</p> <p>1 砂利採取計画の認可（用地対策課、河川課及び港湾課の主管に属するものを除く。）</p> <p>(1) 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、知事の認可（宮崎市内で採取を行う場合は、宮崎市長の認可）を受けなければなりません。（砂利採取法第 16 条）</p> <p>(2) 申請書類は事業（付帯工事を含む。）の着手又は現に認可を受けている砂利採取計画の認可満了の日の 30 日前までに提出する必要があります。</p> <p>(3) 砂利採取業を行おうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。（砂利採取法第 3 条）</p> <p>2 岩石採取計画の認可</p> <p>(1) 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可（宮崎市内で採取を行う場合は、宮崎市長の認可）を受けなければなりません。（採石法第 33 条）</p> <p>(2) 申請書類は事業（付帯工事を含む。）の着手又は現に認可を受けている岩石採取計画の認可期間満了の日の 60 日前までに提出する必要があります。</p> <p>(3) 採石業を行おうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。（採石法第 32 条）</p> |
| 問い合わせ先 | <p>〈 相談及び届出窓口 〉</p> <p>(1) 砂利及び岩石採取計画の認可</p> <p>ア 宮崎市以外で砂利や岩石の採取を行う場合 宮崎県企業振興課（工業・情報産業振興担当）：TEL 0985-26-7095</p> <p>イ 宮崎市内で砂利や岩石の採取を行う場合 宮崎市産業政策課：TEL 0985-21-1792</p> <p>(2) 砂利採取業や採石業の登録</p> <p>宮崎県企業振興課（工業・情報産業振興担当）：TEL 0985-26-7095</p> <p>< 申請窓口 > 相談窓口と同じ</p> |

| 区分 | 規制等の名称 | 担当課 |
|--------|-------------------------|---------|
| 4 災害防止 | 2 災害防止等の措置についての河川協議（同意） | 宮崎県 河川課 |

| | |
|--------|--|
| 規制等の内容 | <p>宅地等の開発を行う場合は、あらかじめ、開発行為の実施に伴って影響を受ける河川の管理者との協議が必要です。</p> <p>河川協議では、災害の防止を図るため、治水対策や排水処理など必要な措置が講じられているかの確認及び協議を行います。</p> <p>また、事業者は、この協議に基づき開発行為に伴う流出増等による災害を防止するため、調整池の設置や河川の改修などの措置を講じる必要があります。</p> <p>（根拠法令等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画法第32条 ○ 森林法第10条の2第2項 ○ 宮崎県大規模土地開発事業指導要綱第5条 ○ 大規模取引等における事前指導要綱第3条 |
| 問い合わせ先 | <p><相談窓口></p> <p>河川の種類（管理者）により相談の窓口が異なります。</p> <p>(1) 一級河川（直轄区間）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大淀川・小丸川水系の河川については、 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 ○ 五ヶ瀬川水系の河川については、 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 ○ 川内川水系の河川については、 国土交通省川内川河川事務所：TEL 0996-22-3271 <p>(2) 一級河川（指定区間）及び二級河川の場合 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> <p>(3) 準用河川の場合 関係市町村：電話番号は巻末参照</p> <p><協議窓口></p> <p>相談窓口と同じ</p> |

| 区分 | 規制等の名称 | 担当課 |
|--------|--|---------|
| 4 災害防止 | 3 砂防指定地における行為の制限 及び砂防設備の占用の制限 (許可) | 宮崎県 砂防課 |

| | |
|--------|---|
| 規制等の内容 | <p>砂防指定地においては、治水上、砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限しています。(砂防法第4条)</p> <p>1 砂防指定地における行為の制限(許可)</p> <p>砂防指定地内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。なお、知事は、その許可に治水上砂防のため必要な条件を付すことができます。</p> <p>(宮崎県砂防指定地管理条例第4条)</p> <p>(1) 土地の掘削、開墾、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為</p> <p>(2) 土石(砂れきを含む。)の採取、鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄</p> <p>(3) 竹木の伐採(枝打ち及び樹根の採取を含む。)又は滑下し若しくは地引きによる運搬</p> <p>(4) 芝草の掘取り</p> <p>(5) 施設又は工作物新築、増改築又は除却</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、治水上砂防に支障を及ぼすと認められる行為</p> <p>2 砂防設備の占用(許可)</p> <p>砂防設備を占用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。なお、知事は、その許可に治水上砂防のため必要な条件を付すことができます。</p> <p>また、占用の許可を受けた者は、砂防施設の占用料を納付しなければなりません。(宮崎県砂防指定地管理条例第5条、第9条)</p> <p>3 砂防指定地及び地すべり防止区域内において宅地造成、ゴルフ場造成、農業構造改善事業及び土砂採取等土地の形状の変更を伴う工事を実施する場合の審査は、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)」により行います。</p> <p>砂防指定地内に橋梁または道路を設置する場合の審査は、「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準(案)」及び「砂防指定地内を通過する四車線以上の自動車専用道路及びこれに準ずる道路(将来計画によって四車線以上となるものを含む)の構造基準(案)」により行います。</p> <p>4 国又は地方公共団体が、上記1又は2の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事との協議が必要です。</p> |
| 問い合わせ先 | <p><相談窓口></p> <p>宮崎県砂防課(計画調査担当) : TEL 0985-26-7187</p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁(土木課) : 電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口></p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁(土木課) : 電話番号は巻末参照</p> |

| 区分 | 規制等の名称 | 担当課 |
|--------|--------------------------|---------|
| 4 災害防止 | 4 地すべり防止区域内における行為の制限（許可） | 宮崎県 砂防課 |

| | |
|--------|---|
| 規制等の内容 | <p>1 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。（地すべり等防止法第18条）</p> <p>(1) 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な変更を除く。）</p> <p>(2) 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為（政令で定める軽微な変更を除く。）</p> <p>(3) のり切又は切土で政令で定めるもの</p> <p>(4) ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良</p> <p>(5) 前各項に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p> <p>2 知事は上記の許可の申請があった場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認められるときは、これを許可してはならないとされています。</p> <p>3 知事は、上記の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を付することができます。</p> <p>4 砂防指定地及び地すべり防止区域内において宅地造成、ゴルフ場の造成、農業構造改善事業及び土砂採取等土地の形状の変更を伴う工事を実施する場合の審査は、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」により行います。</p> <p>5 国又は地方公共団体が、上記の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事との協議が必要です。</p> |
| 問い合わせ先 | <p><相談窓口></p> <p>宮崎県砂防課（計画調査担当）：TEL 0985-26-7187</p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口></p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> |

| 区分 | 規制等の名称 | 担当課 |
|--------|----------------------------|---------|
| 4 災害防止 | 5 急傾斜地崩壊危険区域内における行為の制限（許可） | 宮崎県 砂防課 |

| | |
|--------|---|
| 規制等の内容 | <p>1 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為を行う場合には、知事の許可を受けなければなりません。</p> <p>ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りではありません。（急傾斜地法第7条）</p> <p>(1) 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為</p> <p>(2) ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</p> <p>(3) のり切、切土、掘さく又は盛土</p> <p>(4) 立竹木の伐採</p> <p>(5) 木材の滑下又は地引による搬出</p> <p>(6) 土石の採取又は集積</p> <p>(7) 前各号に掲げるものの他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>2 知事は、上記の許可に、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を付すことができます。</p> <p>3 急傾斜地崩壊危険区域の指定の際、当該急傾斜地崩壊危険区域内において、既に上記1の(1)～(7)に掲げる行為（非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び上記1の「ただし書き」に規定する政令で定めるその他の行為を除く。）に着手している者は、その指定日から起算して14日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。</p> <p>4 国又は地方公共団体が、上記の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事との協議が必要です。</p> |
| 問い合わせ先 | <p><相談窓口></p> <p>宮崎県砂防課（計画調査担当）：TEL 0985-26-7187</p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口></p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> |

| 区分 | 規制等の名称 | 担当課 |
|--------|----------------------------|---------|
| 4 災害防止 | 6 土砂災害防止法による規制 (許可・勧告等) | 宮崎県 砂防課 |

| | |
|--------|--|
| 規制等の内容 | <p>1 土砂災害防止法の概要</p> <p>土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもので、平成13年4月1日から施行されました。</p> <p>この法律では、知事が土砂災害の危険箇所を調査した上で、「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」を指定するよう規定しています。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域は、土砂災害が生じるおそれのある区域で、市町村が情報伝達・警戒避難体制などを整えるとともに、その内容を市町村地域防災計画に盛り込むことになっています。</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域で、次のような措置がなされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定開発行為に対する許可制 対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為 ○ 建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象） ○ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 ○ 勧告による移転者への融資、資金の確保 <p>2 法律のしくみ</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり</div> <div style="margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">土砂災害防止対策基本指針の作成（国土交通大臣）</div> ↓（法第3条） </div> <div style="margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">基礎調査の実施（都道府県）</div> ↓（法第4条） </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">土砂災害警戒区域の指定 (都道府県知事) ↓（法第7条）</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">警戒避難体制の整備 (市町村) (法第8条)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">土砂災害特別警戒区域の指定 (都道府県知事) (法第9条)</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">○開発行為の許可 ○建築物の構造規制 ○移転支援 (法第10条から第34条)</div> </div> |
| 問い合わせ先 | <p><相談窓口></p> <p>宮崎県砂防課（計画調査担当）：TEL 0985-26-7187</p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> |
| 備考 | <p>宮崎県においては、土砂災害警戒区域等の指定のための地形・地質等の基礎調査を行い、この調査結果に基づいて市町村長等と協議をした上で、区域指定を進めています。</p> |

| 区分 | 規制等の名称 | 担当課 |
|--------|------------------------------|-------------------------------------|
| 4 災害防止 | 7 盛土規制法による規制区域内の行為の規制（許可・届出） | 宮崎県自然環境課 宮崎県担い手農地対策課 宮崎県技術企画課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------|-------------|--------------------|--------------------|-------------------------------------|-------------------------|------------------------------------|-----------|--------------------|--------------------|-------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------|-------------|-----------------------------|------------------------|-----------|-------------------------------|--------------------------|
| 規制等の内容 | <p>令和7年5月（予定）以降に、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく規制区域内において、一定規模以上の土地の形質の変更又は土石の堆積を行う場合は、県知事等（宮崎市は宮崎市長）の許可が必要になります。（盛土規制法第12条第1項・第30条第1項）</p> <p>1 許可の対象となる規模</p> <p><土地の形質の変更（盛土・切土）></p> <table border="1"> <tr> <td>宅地造成等工事規制区域</td> <td>①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの</td> <td>②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの</td> <td>③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）</td> <td>④盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）</td> <td>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）</td> </tr> <tr> <td>特定盛土等規制区域</td> <td>①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの</td> <td>②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの</td> <td>③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）</td> <td>④盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く）</td> <td>⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（①～④を除く）</td> </tr> </table> <p><土石の堆積></p> <table border="1"> <tr> <td>宅地造成等工事規制区域</td> <td>⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ300㎡超となるもの</td> <td>⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの</td> </tr> <tr> <td>特定盛土等規制区域</td> <td>⑥最大時に堆積する高さが5m超かつ1,500㎡超となるもの</td> <td>⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの</td> </tr> </table> <p>2 許可基準</p> <p>災害防止のための安全基準の適合、工事主の資力・信用、工事施工者の能力、土地所有者等全員の同意を得ていること等を審査します。</p> | | | | | 宅地造成等工事規制区域 | ①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの | ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く） | ④盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く） | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く） | 特定盛土等規制区域 | ①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの | ②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く） | ④盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く） | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（①～④を除く） | 宅地造成等工事規制区域 | ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ300㎡超となるもの | ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの | 特定盛土等規制区域 | ⑥最大時に堆積する高さが5m超かつ1,500㎡超となるもの | ⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの |
| 宅地造成等工事規制区域 | ①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの | ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く） | ④盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く） | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定盛土等規制区域 | ①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの | ②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く） | ④盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く） | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（①～④を除く） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宅地造成等工事規制区域 | ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ300㎡超となるもの | ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定盛土等規制区域 | ⑥最大時に堆積する高さが5m超かつ1,500㎡超となるもの | ⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------|--|
| | <p>3 規制区域について 規制区域はHPにて閲覧できます。今後、パブリックコメント等により変更となる可能性があります。 (https://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shigoto/kokyojigyo/20230524183320.html)</p> <p>4 盛土規制法の適用除外について 道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。</p> <p>5 盛土規制法の許可不要工事について (1) 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 (2) 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの (3) 他法令(砂利採取法等)の規定による認可を受け災害の発生のおそれがないと認められるもの</p> <p style="text-align: center;">等</p> |
| <p>問い合わせ先</p> | <p>〈相談窓口〉 宮崎県技術企画課(技術調整担当): TEL 0985-26-7178</p> |
| <p>備考</p> | <p>※ 盛土規制法に基づく申請・許可等の運用が開始されるのは、規制区域が指定される令和7年5月(予定)以降になります。令和7年5月(予定)以降の申請窓口、所管部局等については、検討中です。</p> |